潮　流

協同組合への経済理論の適用

専務取締役　田中　久義

アメリカの農業金融の担い手には、協同組合方式による金融機関、銀行そして政府の３種がある。このうち銀行がＭ＆Ａの対象であったのはいうまでもないが、先般、協同組合方式の農業金融組織であるＦＣＳの単位組合に対する買収提案があった。

買収自体は不発に終わったが、アメリカの農業金融系統や学会などで盛んに論議されたのは、「協同組合がだれのものか」という問題であった。ここでいう「だれのものか」とは、具体的には、組合員に配分されていない剰余金はだれに帰属するのか、ということである。

アメリカの農業金融の協同組合がそうであるように、買収提案を受けた組合でも、収益の大部分は非配分剰余金に計上されていた。「非配分」の言葉どおり、この剰余金は個別の組合員に結び付けられる（配分される）ことはなく、従って事業を続ける限り返還する必要がないという意味で、「永久」自己資本として機能している。しかし、買収や清算される時には、それをだれに渡すのか、という問題が生じる。

これについて５つの答えが示された。それは①現在の出資者、②剰余金の造成に貢献した過去の出資者、③今後とも事業を利用しようとしている将来の出資者、④ＦＣＳの他の組織、そして⑤初期のリスク資本を制度に提供した連邦政府である。これを大まかにくくると、出資者、系統内の他の組織、政府の３者となる。

わが国での共通認識は、持分制度があることを理由に、①の現在つまり清算時の出資者と考えるのが普通であると思われるが、それは他の国には必ずしも当てはまらない。たとえば、ヨーロッパでは、法律で他の協同組合などの公益性ある団体に寄付すべきと定める国や、政府に帰属するとする国もある。このように法律に定めがある場合などは別として、この問題が生じる理由のひとつは、協同組合が加入脱退の自由を原則としていることにある。

ところで、アメリカでは、ミクロ経済学の成果、特に共同意思決定についての費用分析などを活用して、企業の所有権を論じる動きがある。この成果は協同組合についても適用され、協同組合の意思決定方式や役員の地域別選出などを評価する主張も行われている。

「最終的に残った協同組合の財産はだれのものか」という問題は、人と人の結合体である協同組合に固有の問題と考えられてきた。その結論が出ていないなかで、先の買収提案は、買収企業が出資者である組合員への支払額を明示していた。その意味では、すくなくとも財務諸表などを利用した企業価値の算出手法などの買収実務を協同組合にも適用し、株式会社の買収と同様に、株主に相当する出資者組合員に支払うことで、面倒な議論の決着を図ろうとしたことになる。

協同組合固有の問題と目されてきたものの解決策をさぐるうえでも、協同組合論だけではなく、ミクロ経済学の成果や、企業買収での実務についての理解が必要になっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます